

第10号議案

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

上記の議案を提出します。

令和5年（2023年）3月24日

提出者 中野区教育委員会教育長 入野 貴美子

（提案理由）

地方公務員法の改正による定年前再任用短時間勤務制の導入等に伴い、規定を整備する必要がある。

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年中野区教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項本文中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第12条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項ただし書中「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第14条の5の見出しを「（定年前再任用短時間勤務職員に関する年次有給休暇の特例）」に改め、同条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2項中「再任用職員（地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により再任用職員となった職員をいう。以下同じ。）及び再任用短時間勤務職員（以下「再任用職員等」という。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項後段を削り、同条第3項中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「、再任用職員にあっては別表第1に」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第6項中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

務職員」に改める。

第32条の2の見出しを「（定年前再任用短時間勤務職員に関する特別休暇等の特例）」に改め、同条中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条後段を削る。

別表第2備考中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則（平成12年中野区教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第7条の3」を「第7条第7項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（中野区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部改正）

第3条 中野区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則（平成12年中野区教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の管理職手当の額は、同表に定める管理職手当の額に、中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年中野区条例第13号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第2条第2項中「中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年中野区条例第13号。以下「勤務時間条例」という。）」を「勤務時間条例」に改め、同条第3項を削

る。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の2項を加える。

（経過措置）

- 2 当分の間、中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例附則第7条第1項の規定の適用を受ける職員の管理職手当の額は、別表に定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 3 当分の間、前項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第2項の規定の適用については、同項中「同項」とあるのは、「附則第2項」とする。

別表中「

再任用職員以外の職員	再任用職員
------------	-------

」を「

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	定年前再任用短時間勤務職員
--------------------	---------------

」に改め、同表備考を削る。

（中野区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正）

第4条 中野区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成12年中野区教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号を次のように改める。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以

下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 園長 10,000円

イ 副園長 8,000円

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 園長 9,000円

イ 副園長 7,000円

第3条第1項各号を次のように改める。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 園長 5,000円

イ 副園長 4,000円

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 園長 4,500円

イ 副園長 3,500円

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(経過措置)

2 当分の間、条例附則第7条第1項の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額は、第2条第1項第1号及び第3条第1項第1号に定める額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

(中野区立幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則

の一部改正)

第5条 中野区立幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則（平成12年中野区教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「号給」の次に「に対応する別表に掲げる額」を加え、「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「職員」の次に「（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」を加え、「とする。）」に対応する別表に掲げる額を「に対応する同表に掲げる額に、中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年中野区条例第13号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」に改め、同条第2項中「中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年中野区条例第13号。以下「勤務時間条例」という。）」を「勤務時間条例」に改め、同条第3項を削る。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の2項を加える。

（経過措置）

- 2 当分の間、条例附則第7条第1項の規定の適用を受ける職員の義務教育等教員特別手当の月額は、その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表に掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、10円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。）とする。
- 3 当分の間、前項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第2

項の規定の適用については、同項中「同項」とあるのは、「附則第2項」とする。

別表中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(中野区立幼稚園教育職員の教職調整額に関する規則の一部改正)

第6条 中野区立幼稚園教育職員の教職調整額に関する規則(平成12年中野区教育委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

2 暫定再任用常時勤務職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項により採用された職員をいう。以下同じ。)は、第1条の規定による改正後の中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第2条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)とみなして、同規則の規定を適用する。この場合において、同規則第14条の5第2項中「取り扱う」とあるのは「取り扱う。地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和中野区条例第37号)附則第10条第6項の規定による任期の更新(以下「任期の更新」という。))をしたときも、同様と

する」と、同条第4項中「別表第2の2」とあるのは「別表第1」と、同規則第32条の2中「ものとする」とあるのは「ものとする。任期の更新をしたときも、同様とする」とする。

- 3 暫定再任用短時間勤務職員（令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第1条の規定による改正後の中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の規定を適用する。この場合において、同規則第14条の5第2項中「取り扱う」とあるのは「取り扱う。地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和中野区条例第37号）附則第10条第6項の規定による任期の更新（以下「任期の更新」という。）をしたときも、同様とする」と、同規則第32条の2中「ものとする」とあるのは「ものとする。任期の更新をしたときも、同様とする」とする。

（中野区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

- 4 暫定再任用常時勤務職員の管理職手当の額は、その者が令和3年改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される第3条の規定による改正後の中野区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）別表に定める額とする。

- 5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第2条第1項及び別表の規定を適用する。

（中野区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の

一部改正に伴う経過措置)

- 6 暫定再任用常時勤務職員又は暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第4条の規定による改正後の中野区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則第2条第1項及び第3条第1項の規定を適用する。

(中野区立幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

- 7 暫定再任用常時勤務職員の義務教育等教員特別手当の月額は、その者が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第5条の規定による改正後の中野区立幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則(次項において「改正後の規則」という。)別表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

- 8 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第2条第1項及び別表の規定を適用する。

(中野区立幼稚園教育職員の教職調整額に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

- 9 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第6条の規定による改正後の中野区立幼稚園教育職員の教職調整額に関する規則第3条の規定を適用する。